

平成 1 6 年 1 2 月 1 0 日
農林水産省
消費・安全局衛生管理課
生産部畜産部食肉鶏卵課

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及 について

今般、平時から食肉鶏卵等関係者における高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及を図るため、別添のとおり関係団体等に対し要請したのでお知らせします。

連絡先

代表：03 - 3502 - 8111

消費・安全局 衛生管理課

担当：小倉、丹菊

内線：3202、3203

直通：03 - 3501 - 8206

生産局 畜産部 食肉鶏卵課

担当：熊谷、國分

内線：4001、4002

直通：03 - 3501 - 3776



16消安第7217号
平成16年12月10日

別記関係団体あて

農林水産省消費・安全局衛生管理課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本年1月から3月にかけて、我が国では79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生があったところですが、その発生に際しましては、正確な情報の伝達や適切な流通の確保につき御理解及び御協力を賜り、御礼申し上げます。

本年4月の本病終息以降、農林水産省におきましては、発生時の届出義務違反に対するペナルティ強化等を内容とする家畜伝染病予防法の改正、感染経路究明チームによる感染経路の究明、同法に基づく特定家畜伝染病防疫指針の策定と防疫演習の実施による防疫体制の整備等に加え、正しい情報の提供として、消費者及び生産・流通・小売関係者との意見交換会の開催等に取り組んできたところです。

つきましては、別添のとおり、最近の意見交換会等での説明資料を参考としてお送りいたします。また、本年3月に4府省連名で発出した「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」など、関連情報は随時農林水産省のホームページに「鳥インフルエンザに関する情報」として掲載してまいります。

貴会におかれては、引き続き正しい知識の普及に御協力いただきますとともに、高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合に、「〇〇県産の鶏卵、鶏肉は扱っていません。」といった不適切な告知や発生県産であることだけを理由とした鶏肉や鶏卵の取引拒否等が行われることがないように、会員の皆様への周知につき、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

高病原性鳥インフルエンザとは

- 全身症状を伴う家きん(鶏、アヒル、七面鳥等)の急性伝染病
- 家きん(鶏、アヒル、七面鳥等)のA型インフルエンザウイルス感染症のうち、病原性の強いもの
- 感染鶏との密接な接触により、まれに人への感染被害(海外)はあるが、鶏卵や鶏肉を食べることにより人に感染した事例はない
- 農林水産省は、国内の養鶏場などでの発生予防、まん延防止のための対策を実施

日本における高病原性鳥インフルエンザ(2004年)

- 3, 4例目 京都府
- 1例目 山口県
- 2例目 大分県
-

感染経路究明チーム報告書

- ・伝播には一定のウィルス量が必要
- ・国内での弱毒株から強毒株への変異の可能性は低い
- ・朝鮮半島等から渡り鳥により持ち込まれた可能性
- ・付近に生息する鳥、農場内のネズミ等や、人の媒介により持ち込まれた可能性

高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針

第1 基本方針

- 1 異常家きん等の通報
- 2 殺処分等
- 3 移動の制限及び家畜集合施設の開催等の制限
- 4 ワクチン

第2 防疫措置

- 1 異常家きん等の発見の通報から病性決定までの措置
- 2 病性鑑定結果判明時の措置
- 3 発生農場における防疫措置
- 4 夜学関連農場等における防疫措置
- 5 移動の制限及び家畜集合施設の開催等の制限
- 6 清浄性の確認のための検査等
- 7 ワクチン
- 8 感染経路の究明

第3 防疫対応の強化

- 1 危機管理体制の構築
- 2 試験研究機関等との連携
- 3 監視体制の維持

発生農場における防疫措置

基本事項

- 感染の拡がり(まん延)防止
- 防疫作業従事者の感染防止

緊急措置

- 患者等の隔離
- 消毒液散布

殺処分(安楽死)

鶏の死体や排泄物、汚染飼料等の埋却

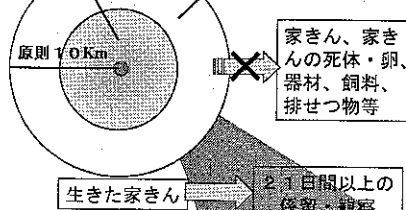
鶏舎等汚染物品の消毒



移動制限区域と搬出制限区域

①移動制限区域

②搬出制限区域



ワクチン接種について

【基本的な考え方】

- 1 国際的な防疫原則に従い、移動制限の実施、迅速な発見と、とう汰（殺処分）により、本病の撲滅を図る
- 2 移動制限区域内の複数の農場で本病が発生し、発生農場の飼養鶏の迅速なとう汰が困難になると判断される場合には、ワクチンの使用を検討
- 3 ワクチンを使用した場合には、すべての接種鶏が処分又は出荷されるまで、モニタリングを実施。

鶏卵・鶏肉流通からみた 高病原性鳥インフルエンザ

鶏肉や鶏卵を食べることにより人に感染した
という事例なし

* 発生に伴う国内の移動制限、輸入停止は
家畜伝染病予防法に基づき鳥への感染防止
のために実施

（食品衛生法上の措置ではない）

鶏肉や鶏卵による人への感染の 可能性

（鳥の病気であり、感染リスクは小さい）

【生産段階】

- ・臨床的に異常のない鶏の鶏肉、鶏卵にウイルスが含まれる可能性は小さい
- ・発生の可能性がある地域の鶏、鶏卵は清浄性確認まで法的に出荷を制限

【流通段階】

- ・鶏卵はGPセンターで殺菌剤により洗卵
- ・鶏は食鳥検査を経て処理され、と体は殺菌剤を含む冷水で洗浄

採卵鶏 — 鶏卵 ⇨ GPセンター ⇨ 流通
洗 卵

肉用鶏 食鳥処理場 ⇨ 流通
食鳥検査 と体洗浄

【消費段階】

- ・種の特異性があり、人は鳥と異なるインフルエンザウイルスの受容体をもつ

〔 呼吸器を介して人の体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれに感染 〕

- ・インフルエンザウイルスは酸に弱く、胃の中に入れば胃酸で不活化される

これらのインフルエンザウイルスの特徴から...

- 万が一鶏肉・鶏卵に鳥インフルエンザウイルスが付着していたとしても、これらを食べることによりヒトが感染することは考えられません。
- また、鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザ ウイルスが人に感染することは世界的にも報告されて いません。

したがって...

鶏肉・鶏卵は「安全」



別 記

社団法人日本食肉協議会会長
全国食肉事業協同組合連合会会長
社団法人中央畜産会会長
財団法人日本食肉消費総合センター理事長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長
社団法人日本食鳥協会会長
社団法人日本卵業協会会長
社団法人日本養鶏協会会長
日本鶏卵生産者協会会長
全国鶏卵販売農業協同組合連合会会長
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長
日本チェーンストア協会会長
社団法人全国スーパーマーケット協会理事長
財団法人食品流通構造改善促進機構会長
全国小売市場総連合会会長
全国煮豆総菜商業協同組合連合会会長
日本スーパーマーケット協会会長
日本小売業協会会長
日本百貨店協会会長
社団法人日本セルフ・サービス協会会長
社団法人日本ショッピングセンター協会
社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長
社団法人日本ボランタリーチェーン協会会長
全日本スパーギルド商業協同組合連合会会長
全日食チェーン商業協同組合連合会会長
無添加食品販売協同組合理事長
社団法人日本加工食品卸協会会長
社団法人日本外食品卸協会会長
全国給食事業協同組合連合会会長
日本給食品連合会会長
事業協同組合全国焼肉協会会長
社団法人日本フードサービス協会会長
社団法人日本パン工業会
社団法人日本パン技術研究所
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会
日本生活協同組合連合会